

聖隸クリストファー大学

国際教育学部長 殿

こども性暴力防止法に関する同意書および誓約書

私は、貴学への入学に際し下記の事項について同意及び誓約いたします。

記

1. 同意事項

- ①法の施行日（2026年12月25日を予定）以降、実習を行う前に、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された実習生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことはできないこと。
- ②実習を行うことができない場合は、教員免許や保育士登録資格の取得要件を満たすことはできないこと。

2. 誓約事項

- ①私は、別紙記載の、2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。
- ※なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

以上

2026年 月 日

新入生氏名 _____

保証人氏名 _____